

令和5年度 大津町真木における水田オーナー制度参加条件書

第1条 目的

大津町真木の水田において、水稻栽培の継続が熊本地域の地下水かん養に多大な貢献を果たすことから、農作業体験等を通じて、地下水保全の理解を深め、水稻栽培の維持、拡大による地下水かん養を図ることを目的とします。

第2条 参加費

20,000円

第3条 条件

- (1) 玄米40kgを提供します。
- (2) 個人オーナー用に用意された田んぼにて、複数の方で農作業体験（田植え、稲刈り）を行って頂きます。但し、農作業体験を欠席された場合は、協力農家が代わって農作業を実施することとします。
なお、農作業体験の日程は、気象条件、生育状況等を確認してあらためて事務局より連絡します。
- (4) 日常の水田管理は協力農家が実施します。
- (5) 提供される玄米は協力農家の指定する場所に引取りに行ってください。
- (6) 参加費の支払いは、玄米提供の際に現金支払い、または協力農家が参加費に基づく請求書をお渡ししますので、請求書を受領後、30日以内に指定する口座へ振り込みをお願いします。
- (7) 水稻作付期間の地下水の推定かん養量をかん養量証明書として発行します。

第4条 水田オーナーの期間

令和5年6月1日から令和5年10月31日まで（米作りにかかわる期間）とします。

第5条 水田オーナー制度の変更、中止等

- (1) 気象条件、その他、不測の事態等により、水稻栽培が困難となり、予定していた玄米の提供が困難と財団が判断した場合は、水田オーナー制度の変更、中止となる場合があります。なお、変更・中止する場合には、その後の計画について速やかに連絡します。第3条（1）に定める玄米提供量を確保できない場合の参加費の取り扱いについては、次のとおりとします。

玄米提供量	参加費
①0kg	発生しない
②第3条（1）に定める提供量未満	第3条（1）に定める提供量との割合に応じた金額

- (2) 気象条件、その他、不測の事態等により、農作業体験の実施が困難な場合は、農作業体験を取りやめる場合があります。但し、農作業体験を実施しない場合も参

加費は発生します。

第6条 責務

水田オーナー制度の円滑な実施を図るため、オーナーと財団は相互に協力し、ルール、マナーを守り、誠実に取り組むものとします。

第7条 その他

- (1) 農作業体験実施の際の事故、ケガ等に関しては、全てオーナーの自己責任により対処することとし、財団は一切の責任は負いません。オーナー自らが必要に応じて傷害保険等に参加するものとします。
- (2) この条件書の内容について疑義が生じた事項及びこの条件書に定めのない事項については、その都度、オーナーと財団にて協議の上決定いたします。

公益財団法人くまもと地下水財団

代表者 理事長 大西 一史

住 所 熊本市中央区安政町8-16

連絡先 096-227-6678